

広島県告示第二百七十三号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、第二種漁港箱崎漁港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和七年四月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所において縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

箱崎漁港漁港管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 第二種漁港箱崎漁港放置等禁止区域

1 内海地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置標示角度は真北方向による。）

基準点 福山市沼隈町の国土地理院四等三角点「敷名」（北緯三四度二分五四秒二三〇四、東経一三三度一九分一七秒四二一五、標高三三五・七八メートル）

基点一 基準点から一九三度〇一分二六秒の方向一、〇三九・八〇メートルの点

基点二 基点一から八五度〇一分四九秒の方向七五・四四メートルの点

基点三 基点二から一一一度〇六分〇二秒の方向一、二六三・八三メートルの点

2 小用地港地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置標示角度は真北方向による。）

基準点 福山市内海町の国土地理院二等三角点「田嶋」（北緯三四度二分五五秒五〇九四、東経一三三度一八分一四秒六四三七、標高三二八・四三メートル）

基点一 基準点から七〇度三〇分二〇秒の方向一、六四七・四四メートルの点

基点二 基点一から一四九度〇一分五三秒の方向九七・八六メートルの点

基点三 基点二から一八二度一五分三八秒の方向二〇・〇七メートルの点

基点四 基点三から二三四度四七分三三秒の方向一〇一・一八メートルの点

基点五 基点四から三二〇度五一分〇二秒の方向九九・六八メートルの点

二 第二種漁港箱崎漁港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物